

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年2月17日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年2月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置(ACH2-3A・B)の絶縁抵抗測定時、圧縮機モータ～モータコントロールセンタ間の絶縁抵抗値に許容値外れが認められたため、絶縁部を点検・修理	
2	2号機	タービン建屋換気空調系給気ファン(HVS2-2B)点検終了に伴う電源復旧時、制御電源の切り忘れが認められたため、関係者に周知及び対応検討	
3	3号機	主排気筒放射線モニタリチウム回収装置(A)点検後の試運転時、サンプルポンプ吐出圧力の低下が認められたため、当該装置を点検・修理	
4	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(D)のグラウンド部において、リーク量の増加が認められたため、グラウンドパッキンを交換	
5	3号機	計装予備品倉庫におけるホイストの横行試験電流測定時、電流値に定格超えが認められたため、当該ホイストを点検・修理	
6	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器エリアの配管サポート点検時、取付部品の欠落等(2箇所)が認められたため、当該部品を修理	
7	4号機	ほう酸水注入ポンプの起動試験時、吐出圧力計(現場ラック内)の指示不良が認められたため、当該圧力計を点検・校正	
8	4号機	残留熱除去ポンプ(D)廻り付属配管の配管サポート点検時、取付部品の欠落等(2箇所)が認められたため、当該部品を修理	
9	4号機	残留熱除去ポンプ(B)廻り付属配管の配管サポート点検時、取付部品の欠落等(2箇所)が認められたため、当該部品を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	4号機	廃棄物処理建屋試料採取系廃液脱塩器出口導電率計(CIT-384)において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該導電率計を点検・校正	
11	5号機	電動機駆動原子炉給水ポンプエリアの空調機(HVH5-20)点検時、シャフトとカップリング穴の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該部を修理	
12	5号機	局部出力領域モニタ(20-37C)において、「高」表示が発生したため、モニタを点検	
13	5号機	ドライウエル除湿冷却系冷却水温度調整弁(TCV-76-301)において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、グラウンド部を点検・調整	
14	5号機	廃棄物処理建屋除染エリアの排風機(HVE5-21)において、Vベルトのたるみ(4本中1本)が認められたため、ベルトの張りを調整	
15	5号機	原子炉格納容器内温度記録計(TR-16-177)において、定時印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
16	6号機	タービンリフトポンプ(LPM-3)の電動機点検時、反負荷側ブラケットハウジング部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
17	6号機	タービンリフトポンプ(LPM-9)の電動機点検時、反負荷側シャフトジャーナル部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
18	6号機	タービン潤滑油移送ポンプの電動機点検時、反負荷側シャフトジャーナル部に摩耗が認められたため、当該部を修理	
19	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油タンクのペーパー抽出ファン(A2)の電動機点検時、負荷側シャフトに損傷が認められたため、当該部を修理	
20	6号機	タービクロスアラウンド配管(CA-5)の目視検査時、内部の表面に剥離が認められたため、当該部を修理	
21	6号機	低圧タービン(A~C)ノズルダイヤフラム上下半の浸透探傷検査時、ノズル板に線状指示模様ที่認められたため、当該部を修理	
22	6号機	給水加熱器(3B)の水位制御弁(LCV-5-13・53B)点検時、駆動部シール部品に摩耗が認められたため、当該部を修理	
23	6号機	事故後サンプリング系の気体サンプル出口弁(AO-P33-RB32-2)点検時、駆動用電磁弁から異音が認められたため、当該弁を修理	
24	6号機	高圧復水ポンプ(6C)出口弁(MO-6-3V30)の電動機点検時、電動機内部からの異音が認められたため、電動機を点検・修理	
25	6号機	廃棄物処理系蒸発濃縮器循環ポンプ(A)の浸透探傷検査時、インペラ端部及び羽根面に指示模様が認められたため、当該部を修理	
26	集中環境施設	エリア放射線モニタの線源校正試験時、半導体検出器を落下させ損傷させたため、当該検出器を交換	
27	集中環境施設	サイトバンカ建屋換気空調系放射線モニタ点検時、検出器を交換する際、型式の相違により交換できなかったため、対応検討	
28	その他	海生物処理設備汚泥切出装置(A)点検時、駆動側グラウンドパッキンケース等に腐食が認められたため、当該部を修理	
29	その他	海生物処理設備洗浄具搬送コンベア点検時、ケーシング内仕切板等に腐食等が認められたため、当該部を修理	
30	その他	点検用交流電流計(備品:E-12)校正時、指針の動作不良が認められたため、当該電流計を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで